

東京大学総合図書館利用規則

制定 昭和 63. 3. 2

改正 平成 4. 9. 1

平成 8. 4. 23

平成 13. 9. 21

平成 18. 2. 23

平成 20. 3. 31

平成 23. 3. 31

平成 24. 10. 31

平成 27. 9. 8

令和 2. 2. 17

令和 6. 1. 24

総合図書館運営委員会決定

(目的)

第1条 この規則は、東京大学総合図書館規則（平成16年4月1日東大規則第143号）第8条の規定に基づき、東京大学総合図書館（以下、「総合図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館日)

第2条 総合図書館は、次の閉館日を除き、原則として毎日開館する。

(1) 毎月1回の定例閉館日

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 入学試験の実施に伴う閉館日

(4) その他、総合図書館長（以下、「館長」という。）が認めた日

2 館長は、各年度における開館日をあらかじめ定めるものとする。

3 館長は、特に必要があると認める場合には、前各項の規定に関わらず、臨時に開館又は閉館することができる。

(開館時間)

第3条 総合図書館の開館時間は、次のとおりとする。

期間	1月5日から2月末日まで 4月1日から7月31日まで 及び9月1日から12月 27日まで	3月1日から3月31日まで 及び8月1日から8月31日 まで
平日	午前9時00分から午後1 0時30分まで	午前9時00分から午後9時 00分まで

土曜日 日曜日 祝日 振替休日	午前9時00分から午後7 時00分まで	午前9時00分から午後5時 00分まで
--------------------------	------------------------	------------------------

2 館長は、必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

(利用者)

第4条 総合図書館の利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京大学（以下、「本学」という。）の役員及び教職員
- (2) 本学の学生、研究生及び聴講生
- (3) 本学の教員であつた者
- (4) 前号の規定にかかわらず、総合図書館の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）の利用を目的とする学外者。
- (5) その他館長が認めた者

2 館長は、前項4号及び5号の利用者に対し、試験のため閲覧室が混雑している等、当該利用が本学の研究及び教育に支障をきたすおそれがある場合には、利用を制限することができる。

第5条 利用者は、所定の手続きを経て、利用証又は入館証の交付を受けるものとし、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入館に要する利用証、又は入館証は、他人に貸与し、譲渡し、又は複製してはならない。
- (2) 利用者は、利用証、又は入館証を常に携帯し、総合図書館職員から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 前項の利用証、入館証の交付手続きについては、別に定める。

3 総合図書館の利用に際しては、総合図書館職員の指示に従い、館内の安全と秩序の維持に協力しなければならない。

(館内閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を館内で閲覧することができる。ただし、図書館資料のうち、貴重図書及び準貴重図書（以下、「貴重図書等」という。）、並びにその他特に指定した図書館資料については、所定の場所で閲覧しなければならない。

(保存書庫及び自動書庫)

第7条 利用者は、出納依頼により保存書庫及び自動書庫の資料を利用することができる。

2 利用者のうち別に定める者は、職員に代わって保存書庫に入庫し、資料を出納することができる。

(貴重図書等)

第8条 貴重図書等の利用については、別に定める。

(館外貸出)

第9条 館長は、別に定める利用者に、図書館資料の館外への貸出を許可することができる。

2 次の各号に定める資料は、館外貸出を行わない。

- (1) 貴重図書等
- (2) 参考図書
- (3) マイクロ資料
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

第10条 館長は、特に必要と認めるときは、利用者に対して貸出中の図書館資料の返却を求めることができる。

(転貸禁止)

第11条 利用者は、第9条の規程により館長が館外貸出を許可した図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(複写・撮影)

第12条 利用者は、資料の複写を、総合図書館に依頼することができる。図書館資料の複写又は撮影の手続き等については、別に定める。

(参考調査)

第13条 第4条第1項第1号及び第2号の利用者は、研究、教育又は学習上の必要があるときは、以下の事項についての調査を、総合図書館に依頼することができる。

- (1) 本学図書館・室及びその所蔵資料の利用に関すること
- (2) 資料の所在情報・書誌情報に関すること
- (3) 特定の事項に関する調査のための情報に関すること

(相互利用)

第14条 本学の役員、教職員、学生等のうち、研究、教育、学習上の必要から、本学以外の図書館等の所蔵する資料の利用について、総合図書館に依頼できる者（以下、本条において「依頼者」という。）の範囲及び依頼の手続きについては、別に定める。

2 前項の利用に要する経費は、依頼者が負担しなければならない。

第15条 総合図書館は、本学以外の図書館等から、総合図書館の図書館資料の貸出又は複写の申込みがあった場合は、本学の利用に支障のない限りこれに応じるものとする。

(特別利用)

第16条 図書館資料の翻刻出版、復刻出版、出陳等の利用、および図書館資料の画像を、出版物、展示物などに掲載すること、放送、インターネット上で用いること等については、別に定める。

(資料の利用の制限)

第17条 館長は、次に掲げる図書館資料については、その利用を制限することができる。

- (1) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人の情報に係る部分等）が記録されていると認め

られる場合における当該情報が記録されている部分

- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していないもの
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損又はその汚損を生じるおそれがあるもの

2 前各号の利用制限の方法及び手続きについては、別に定める。

（個人情報の漏えい防止のための措置）

第18条 館長は、総合図書館の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の個人情報等に関する取扱規則に準じ、必要な措置を講じる。

（利用停止）

第19条 館長は、この規則に違反し、又は総合図書館職員の指示に従わない者に対して、総合図書館の利用を停止し、又は退館を命ずることができる。

2 館長は、附属図書館で迷惑行為を行った利用者に対し、附属図書館長からの要請に基づき、総合図書館利用を停止することができる。

（賠償責任）

第20条 利用者は、利用中の総合図書館の図書館資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。